

奈良県告示第四百六十九号

奈良県公共工事の入札及び契約に関する情報閲覧規程（平成十三年三月奈良県告示第
六百二十号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

第二条第一号中「警察本部施設装備課並びに水道局の課」を「並びに警察本部施設
装備課」に改め、同条第二号の表中

福祉医療部	福祉医療部総務課
福祉保険部	福祉保険部総務課
警察本部	警察本部施設装備課
水道局	水道局総務課
警察本部	警察本部施設装備課

に、を、に、を

改め、同条第三号中「警察本部及び水道局」を「及び警察本部」に改める。

第三条の見出しを「（閲覧に供する方法）」に改め、同条中「施行令第五条第三項」
を「前項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

施行令第五条第三項の閲覧に供する方法は、閲覧所を設け、及びインターネットを
利用する方法とする。

第三条に次の一項を加える。

3 第一項のインターネットを利用する方法は、奈良県ホームページへの掲載とする。